

【新旧対照表】「JAL グローバルクラブ会員特約」の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
<p>第1条（総則）</p>	<p>第1条（総則）</p>
<p>1. 本カードは、株式会社ジャルカード（以下「(株)JAL カード」という。）が、日本航空株式会社（以下「日本航空」という。）と提携し、日本航空の運営する JAL グローバルクラブ（以下「JGC」という。）会員を対象に発行するものです。</p>	<p>1. <u>本特約は、JAL グローバルクラブ会員（「JAL グローバルクラブ規約」に定める者をいいます。）である JAL カード会員に対し、JAL カード会員規約（個人用）およびこれに付随する各規約・特約（以下これらを総称し「JAL カード会員規約等」といいます。）の特約として、これらの規約・特約と合わせて適用されます。本特約と JAL カード会員規約等とが抵触する場合は、本特約が JAL カード会員規約等に優先して適用されます。</u></p>
<p>2. JGC に係わる特典およびサービスは日本航空が会員に提供し、会員へのカードの発行およびその管理等一切のクレジットカード業務を(株)JAL カードおよび提携先が行います。</p>	<p>2. <u>本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、JAL カード会員規約等の定義によるものとします。</u></p>
<p>第2条（会員）</p>	<p>第2条（JAL グローバルクラブカードの発行）</p>
<p>1. 日本航空が規定する搭乗実績を持ち、本特約および「JAL グローバルクラブ規約」、「JAL カード会員規約（個人用）」ならびに「提携先規約」を承認のうえ入会を申し込んだ方で、日本航空と(株)JAL カードおよび提携先が入会を認めた方に対しカードを貸与します。</p>	<p>1. <u>両社が JAL グローバルクラブ会員に対して発行する JAL カードは、JAL グローバルクラブカードとします。</u></p>
<p>2. 入会を申し込んだ方がすでに JAL カード会員である場合には、その会員資格が継続されるものとします。</p>	<p>2. <u>JAL グローバルクラブに入会を申し込んだ方がすでに JAL カード会員である場合には、その会員資格が継続されるものとします。</u></p>
<p>第3条（年会費）</p>	<p>第3条（年会費）</p>
<p>会員は、(株)JAL カード、提携先、および日本航空が別途定めるカード年会費を、「JAL カード会員規約（個人用）」に定められた期日、方法により支払うものとします。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第4条（退会時の取扱）</p>	<p>第3条（JAL グローバルクラブ会員の資格喪失後の取扱い）</p>
<p>1. 会員が JGC を退会した場合であっても、(株)JAL カードおよび提携先が認めた場合は JAL カード会員資格を継続できるものとします。</p>	<p><u>JAL グローバルクラブ会員は、JAL グローバルクラブ規約に基づき、JAL グローバルクラブ会員資格を喪失した場合であっても、両社が認めた場合は、両社所定の手続きにより、JAL カード会員資格を継続できるものとします。</u></p>
<p>2. 会員が JAL カードを退会した場合は、JGC も同時に退会するものとします。</p>	<p>（削除）</p>